

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確に記載すること）

鹿児島市内の各建設現場から排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を破砕施設により破砕し、再生材として製品化した上で建設業者等へ有償売却する。

破砕工程において生じた金属くずは、〇〇にて選別し、有価物として販売する。

なお、破砕処理において再資源化ができないものについては、最終処分場へ搬入し、これらの全てを適正に処分する。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄物） の種類	処分方法	処分量 （t/月又は m ³ /月）	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕処理	120t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町〇〇〇-〇
2	がれき類	破砕処理	50t/月	固形状	〇〇建設株式会社 鹿児島市鴨池新町〇〇〇-〇
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備 考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要（中間処理施設）	
処 理 施 設 の 種 類	中間処理（破碎）施設 （〇〇式破碎機 〇〇製作所製 B0000 型）
設 置 場 所	鹿児島市谷山〇〇〇-〇
設 置 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
処 理 能 力	〇〇t/時（稼働時間：〇〇時間/日） 〇〇〇t/日
廃 棄 物 の 種 類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、以上2種類 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
処理施設の処理方式及び設備の概要	破碎機（施設）によりガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を破碎し、再生材を製造する。
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉塵の対策として、破碎施設に設置される散水装置を活用し、破碎時に生ずる粉塵の飛散・流出を防止する。 ・ 防音の対策として、敷地境界に高さ〇〇mの防音壁（〇〇〇製）を設置し、騒音基準への適合性を図る。

4. 施設の概要（最終処分場）

最終処分場の種類及び名称	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 処分業務を行う時間

○曜日 ~ ○曜日

午前 ○○ : ○○ ~ 午後○○時○○分（○○時間体制）

ただし、産業廃棄物の受入れは原則として午前○○時○○分から午後○○時○○分までとする。

(2) 休業日

○・○曜日、祝日及びその他会社が定める休日

ただし、産業廃棄物の受入れは原則として○曜日は行わないこととする。

(3) 従業員数

下記従業員数内訳記載のとおり

(4) 中間処理のながれ

鹿児島市内の各建設現場から排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を受入れ施設へ運搬し、これらの産業廃棄物を油圧ショベルにて破碎施設へ投入し、道路の路盤材や構造物の基礎材として有償売却する。

なお、破碎工程において磁選機により金属くずを選別し、これらの金属くずについては有価物として売却する。

※ フロー図等でも可

従業員数内訳

○○年○○月○○日現在

役員	政令で第4条の7に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	3人	2人	20人	人	31人

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

① 粉塵防止対策

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を破碎するに当たり、発生する粉塵については、破碎施設に設置される散水装置にて破碎時に散水を行い、粉塵の飛散防止を行う。

② 防音対策

破碎施設設置敷地境界に高さ0mの防音壁を設置し、隣地境界及び周辺の騒音基準への適合性を図る。

(2) 保管施設において講ずる措置

敷地内に材料置き場、製品置き場をコンクリート擁壁により施工し、当該材料及び製品が敷地内に散乱しないようにする。また、排水計画により排水溝を設け、敷地内の適正な排水を行うことなどをはじめ、中間処理の保管基準を遵守する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ・ がれき類 ・ 金属くず
--------------	---

発生量 (t/月又はm3/月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○○t/月 ・ がれき類 ○○t/月 ・ 金属くず ○○t/月
--------------------	--

処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 株式会社 ○○○○
		(所在地) 鹿児島市○○町○○○-○○
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </div> <p style="text-align: center;">中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p style="text-align: center;"> 破砕工程において、磁選機により金属くずを選別し、当該金属くずについては、○○産業(有)へ有価物として有償売却する。 また、再資源化ができないガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、安定型最終処分場である株式会社○○○○へ搬入し、埋立処分する。 </p>	

備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。